

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月2日発行
Vol.690

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市からのお知らせ

第13回南相馬市鎮魂復興 市民植樹祭を開催します

第13回 南相馬市
鎮魂復興
市民植樹祭

あなたの想いと祈りを込めて
ふるさとの大地に植樹してみませんか

12:00 START
2025.6月8日(日)
雨天決行
雨天中止

【開催場所】
福島県南相馬市原町区北泉地内海岸防災林
【植樹本数】15,000本【参加人数】1,200人

主催：南相馬市復興復興市民植樹祭実行委員会 後援：南相馬市、福島県、毎日新聞福島支社、福島民報社、福島民新報社

12ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	14
双葉町	22

●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について	26
---	----

●三条市News

・浪江町議会議員一般選挙 不在者投票	27
-----------------------	----

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・復興公営住宅の整備状況について	28
------------------	----



南相馬市からのお知らせ

南相馬市LINE公式アカウントについて

3月27日HP更新

市の情報をLINEで発信します

市では4月から、市民の皆さんが、市のお知らせやイベントなどの情報をスマートフォンなどで手軽に確認できるよう、市LINE公式アカウントを開始します。

希望する情報を登録すると、市からのお知らせがタイムリーで届きます。

ぜひ「友だち追加」をお願いします。

LINEで発信するお知らせ

友だち全員に届く情報

災害情報

気象警報

防災行政無線

など...

+

希望する情報

イベント

くらし・手続き

広報・回覧

お住いの地域

など...



LINE ID:
@minamisomacity

南相馬市LINE公式アカウント関連ページ

▶ 南相馬市LINE公式アカウントを友だち追加する方法

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/koho_kocho/1/line/27575.html



▶ 南相馬市LINE公式アカウントの受信設定

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/koho_kocho/1/line/27582.html



▶ 通知オフ機能の活用 南相馬市LINE公式アカウント

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/koho_kocho/1/line/27510.html



▶ 南相馬市LINE公式アカウント運用ポリシー

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1110/11103/1/line/27689.html>



次ページへ続きます

基本的な設定

インストール方法や、アカウント登録など、基本的な設定は、LINE公式サイトを参考に設定してください。

● LINEみんなの使い方ガイド

▶ インストール (LINE公式サイト)

<https://guide.line.me/ja/signup-and-migration/line-install.html>



▶ アカウント登録 (LINE公式サイト)

<https://guide.line.me/ja/signup-and-migration/line-signup.html>



▶ 年齢確認 (LINE公式サイト)

<https://guide.line.me/ja/signup-and-migration/line-age-verification.html>



問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216

南相馬市LINE公式アカウント

友だち募集



希望する情報を登録すると、
お知らせ が タイムリー に
 届きます！

▼公式 LINE



ID : @minamisomacity

ぜひお友だち登録を
 お願いします



お問い合わせ先 秘書課広報広聴係

高齢者の定期予防接種(肺炎球菌ワクチン)

4月1日HP更新

市では高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成を実施しています。予防接種の対象者は毎年異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。なお、**すでに肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある方は、対象になりません。**

接種期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

対象者

接種日現在南相馬市に住民票があり、**過去に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことのない方**で、次の項目のいずれかに該当する方

(1) 65歳の方

ワクチンを接種する時点で65歳の方が対象です。

なお、予防接種に関する年齢計算のルールによって、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までが定期接種の対象期間となります。

(2) 60歳以上65歳未満で下記に該当する方

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障がいから日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

注意 身体障がい者手帳1級(心臓、腎臓また吸器)相当の方

接種費用

自己負担額 2,000円

注意 生活保護受給者の方は無料です。
医療機関窓口で【生活保護受給証明書】を提示してください。

接種回数

実施期間中 一人1回

注意 過去に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことのある方は、助成の対象外です。

次ページへ続きます 

接種場所

市内・県内指定医療機関

注意 接種の際は必ず電話で予約をしてください

注意 県内指定医療機関によって南相馬市の予診票が必要な場合があります。
予診票が必要な場合は、下記からダウンロードしてください。

▶ 南相馬市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/haienyosinhyou.pdf>



▶ 市内実施医療機関一覧(高齢者肺炎球菌) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/r7haieniryokikan.pdf>



▶ 福島県医師会ホームページ高齢者肺炎球菌実施医療機関

<https://www.fukushima.med.or.jp/yobou/>



持参物

1. 健康保険証
2. 接種券(はがき)
3. 予診票
4. 身体障がい者手帳 (**注意** 対象者(2)のみ)

注意 2.接種券(はがき)、3.予診票については、市から対象者(1)の方へ65歳となる月の上旬に送付いたします。

届かない方は、健康づくり課(原町保健センター)までお問い合わせください。

県外の医療機関で接種する方

避難されている方は、原発避難者特例法により避難先市町村で予防接種を受けられます。
接種する前に避難先市町村にお問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

三条市で接種するときは、事前に下記にお問い合わせください。

健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443

※三条市ホームページ

高齢者等の予防接種(肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ)

https://www.city.sanjo.niigata.jp/kenko_fukushi/kenshin_yobosesshu/seijinnokenshin_yobosesshu/6125.html



高齢者の定期予防接種(带状疱疹ワクチン)

4月1日HP更新

市では高齢者の带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成を実施しています。
 予防接種の対象者は毎年異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。
 なお、**すでに带状疱疹ワクチン予防接種を受けたことがある方は、対象になりません。**

接種期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

対象者

接種日現在南相馬市に住民票があり、**過去に带状疱疹ワクチン予防接種を受けたことのない方**で、次の項目のいずれかに該当する方

注意 下記の定期対象者がすでに一部の接種を任意接種として行っていた場合は、残りの接種を定期接種として扱います。

(1) 下記の生年月日に該当する方

【令和7年度対象者の生年月日】

生年月日	令和8年4月1日時の年齢
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	65歳となる方
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	70歳となる方
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	75歳となる方
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	80歳となる方
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	85歳となる方
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	90歳となる方
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	95歳となる方
大正14年4月2日～大正15年4月1日	100歳となる方
大正14年4月1日以前に生まれた方	101歳以上の方

注意 今年度の定期予防接種対象者は来年度以降は対象となりません。

注意 101歳以上の方は、令和7年度以降は対象となりません。

(2) 60歳以上65歳未満で下記に該当する方

60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする方

次ページへ続きます 

接種費用・接種回数

【ワクチンごとの接種回数と自己負担額】

対象ワクチン	接種回数	自己負担額
水痘ワクチン(生ワクチン)	1回	2,000円
带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)	2回	1回につき 6,000円

注意 接種が受けられるのは、水痘ワクチン1回、または带状疱疹ワクチン2回のいずれかのみとし、それぞれ生涯に一度しか接種できません。

注意 生活保護受給者の方は無料です。
医療機関窓口で【生活保護受給証明書】を提示してください。

注意 過去に带状疱疹ワクチン予防接種を受けたことのある方は、助成の対象外です。

接種場所

市内・県内指定医療機関

注意 接種の際は必ず電話で予約をしてください

注意 県内指定医療機関によって南相馬市の予診票が必要な場合があります。
予診票が必要な場合は、下記からダウンロードしてください。

▶ 南相馬市带状疱疹予防接種予診票 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/taijouhousinyosinhyou.pdf>



▶ 市内実施医療機関一覧(带状疱疹) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/r7taijouhousiniryokikan.pdf>



※ 県内指定医療機関については、県から発表され次第、改めてお知らせします。

持参物

1. 健康保険証
2. 予診票
3. 身体障がい者手帳((注意)対象者(2)のみ)

注意 2.予診票については、市から対象者(1)の方へ4月下旬に送付します。
届かない方は、健康づくり課(原町保健センター)までお問い合わせください。

次ページへ続きます 

県外の医療機関で接種する方

避難されている方は、原発避難者特例法により避難先市町村で予防接種を受けられます。
接種する前に避難先市町村にお問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

三条市で接種するときは、事前に下記にお問い合わせください。

健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443

※三条市ホームページ

帯状疱疹予防接種

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/kenkozukurika/kenshin/yobousessyu/19095.html>



 **みなみそうまチャンネル**

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [3/28~4/4]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 生涯学習チャンネル フライパンで作るカツオの焼き漬け
- 16分～ 18歳巣立ち応援事業 卒業おめでとう撮影会
- 23分～ 博物館通信vol.29
- 33分～ 月刊図書館通信4月号
- 38分～ 防災メールの登録方法
- 46分～ みゆーまとおさんぽ。みなみそうま 縄文の丘公園
- 52分～ 南相馬見聞録 多珂神社
- 59分～ 3月休日当番医



みゆーまくん

令和7年度带状疱疹任意予防接種費用の一部助成のお知らせ

【定期接種対象者以外の方】

4月1日HP更新

市では、带状疱疹の発症率の低減と重症化の予防を図り、带状疱疹の任意予防接種を受ける18歳以上(該当条件あり)の市民に対し、予防接種費用の一部を助成します。

带状疱疹とは

带状疱疹は、体の片側に水ぶくれを伴う赤い斑点が帯状に広がる疾病です。症状は、強い痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続きます。80歳までに3人に1人が発症するといわれ、発症した50歳以上の約2割の方に带状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間にわたる痛みが続くことがあります。

発症の予防にはワクチンの予防接種が有効ですが、任意の予防接種となりますので、接種の義務はありません。医師等にご相談のうえ、予防接種による効果や副反応を確認し、ご自身の健康状態など考慮され、接種の判断をしてください。

▶ 带状疱疹と带状疱疹ワクチンについて

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/14/1440/14601/2_1/22120.html



带状疱疹任意予防接種の助成対象者

ワクチンの接種日に南相馬市に住民登録(住民票)があり、次の1.または2.のいずれかに該当する方

1. 定期接種の対象者ではない50歳以上の方(水痘ワクチン・带状疱疹ワクチンのいずれか片方が助成対象)
2. 18歳以上50歳未満の方で带状疱疹に罹(り)患するリスクが高く、医師が予防接種の必要を認める方(带状疱疹ワクチンのみ助成対象)

助成額

- 水痘ワクチン(生)…………… 5,000円以内×1回まで
- 带状疱疹ワクチン(不活化)… 10,000円以内×2回まで

注意 2回目の接種は、令和8年3月31日までに終わるようにしてください。

注意 助成額は、おおむね接種費用の2分の1の額の助成となりますので、接種費用と助成額の差額については、自己負担となります。

注意 当該助成金の交付は水痘ワクチン上限1回、または带状疱疹ワクチン上限2回のいずれかのみとし、かつ生涯に一度の助成となります。

次ページへ続きます 

※ 市内医療機関での帯状疱疹任意接種費用(市の助成制度が該当しない場合)

水痘ワクチン10,000円程度(1回分)、帯状疱疹ワクチン40,000円程度(20,000円程度×2回分)

注意 任意接種であるため接種費用は医療機関ごとに異なります。

助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

接種時の持参物

健康保険証など(住所・氏名・年齢が確認できるもの)

助成申請手続

● 市内の協力医療機関で接種される方

市窓口での申請は不要です。

注意 接種を受ける際の医療機関での手続きだけで助成を受けることができます。接種費用と助成額との差額を医療機関にお支払いいただき接種を受けてください。

● 市外等の医療機関(協力医療機関以外)で接種される方

市窓口での申請が必要です。

注意 いったん接種費用を全額負担いただき、払い戻しの申請をしてください。

■ 申請に必要な書類

下記の書類(1)~(4)を保健(福祉)センターへ提出してください。(郵送可)

(1) 帯状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(個人申請用)

注意 記入の際は【記入例】**帯状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(個人申請用)**をご参照ください。記入の際は押印を忘れずをお願いします。

(2) 接種者の本人確認書類(健康保険証、マイナンバーカード、運転免許証などの写し)

(3) 医療機関での支払金額、予防接種の接種日、接種ワクチンおよび接種医療機関が確認できる書類(予防接種の領収書、予防接種済証などの写し)

(4) 被接種者本人の振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店、名義および口座場番号が分かる部分)

注意 申請者(被接種者)以外の口座に振り込みを希望する場合は同意書が必要になります。

次ページへ続きます 

必要書類は以下からダウンロードしてください。

▶ 带状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(個人申請用) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/2023taijyouhouosinnsinnseisyo.pdf>



▶ 【記入例】带状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(個人申請用) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/2023taijyouhousinnkinyuurei.pdf>



■ 郵送の場合

上記申請書に記入の上、(2)、(3)、(4)の写しを添えて下記にお送りください。

【郵送先】

〒975-0011

南相馬市原町区小川町322番地の1(原町保健センター)

南相馬市 健康づくり課

■ 助成申請から振り込みまでの期間

申請から交付(振り込み)まで3カ月程度かかる場合があります。

■ 助成申請書の提出締切日

申請書の提出締め切り日は、令和8年3月31日(火)(必着)です。

期限を過ぎた場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

任意予防接種における健康被害の救済措置について

带状疱疹ワクチンの予防接種は、任意予防接種であり、予防接種法に基づく予防接種ではないため、万一、被接種者に健康被害が生じたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となる場合があります。

▶ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構・健康被害救済制度

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課

TEL 0244-23-3680

第13回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭を開催します

4月1日HP更新

東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承するとともに、津波を緩衝するための命を守る海岸防災林をつくっています。

この防災林には、市民の思いや祈りを込めて南相馬の木々を植樹し、「鎮魂の森」を築きます。未来へつなぐ「災害から命を守る森」づくりです。皆さまのお越しをお待ちしております。

日時

6月8日(日)正午開会 (受付開始 午前11時)

注意 雨天時決行、荒天中止

場所

福島県南相馬市原町区北泉地内
(北泉海浜総合公園内)

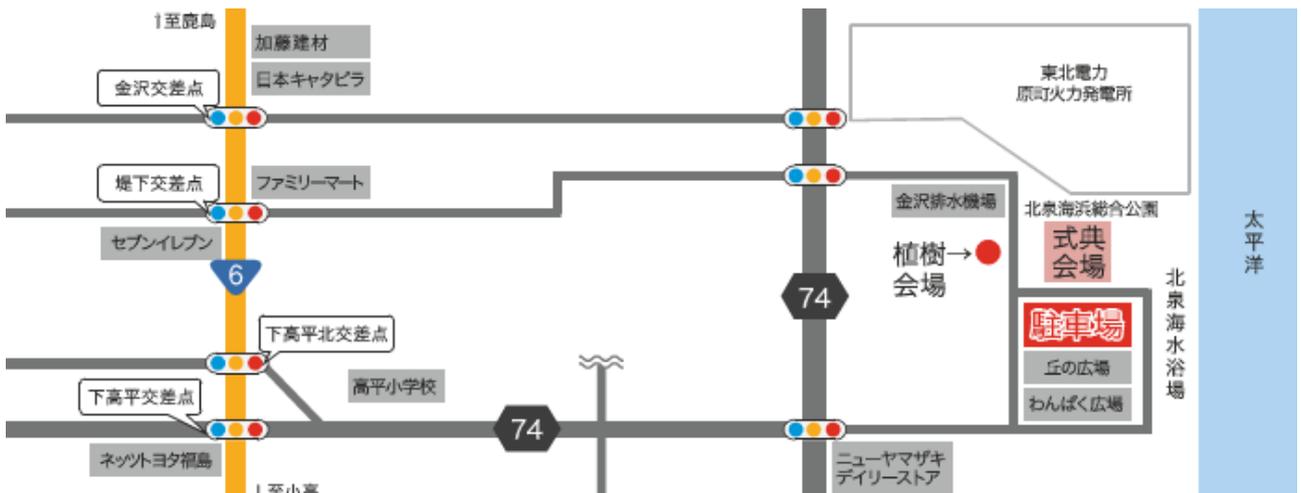
アクセス

● 車で来場される方

北泉海浜総合公園付近臨時駐車場を利用ください。



※駐車場の数に限りがあるため、相乗りでの来場のうえ係員の誘導・指示に従ってください。



● 電車などで来場される方

原ノ町駅から(午前10時～)シャトルバスを運行します。

注意 原ノ町駅前、植樹祭参加者用の駐車場はありません。

次ページへ続きます

内容

- 植樹本数 :約15,000本
- 募集人数 :約1,200人

服装・持ち物

汚れてもよい服と靴、帽子、リュックサック、軍手、ハンドシャベル、雨具、タオル、飲み物

注意 現場は沿岸で風が強く、また天候により寒暖の差が大きくなります。気温に合わせて着脱可能な服装でお越しください。

申し込み方法

チラシ下部の参加申込書によりお申し込みください。

▶ 第13回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭 チラシ [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/22/25_minamisouma_.pdf



申込先

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会事務局（南相馬市農林水産部農林整備課内）
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地（北庁舎2階）

E-mail norinseibi@city.minamisoma.lg.jp

FAX 0244-23-7420

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭とは

東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承する場をつくるとともに、津波を緩衝するための「命を守る海岸防災林」の実現を目指し、市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会が、毎年開催するものです。



使用される苗木と資材の多くは『鎮守の森のプロジェクト』により賄われます



鎮守の森のプロジェクトでは、古くから存在する「鎮守の森」をモデルとした「防災の森」を、後世に伝え残すべき貴重な知恵として広めています。

▶ <https://morinoproject.com/>



問い合わせ

農林水産部 農林整備課 林業係

TEL 0244-24-5378



浪江町からのお知らせ

【4月20日投票日】浪江町議会議員一般選挙のお知らせ

3月27日HP更新

4月20日は、浪江町議会議員一般選挙の投票日です。

この選挙は、私たちの声を町政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。自分の意志で私たちの代表者を選びましょう。

告示日

4月10日(木)

投票日

4月20日(日)

※ 期日前投票の期間は、4月11日(金)～4月19日(土)

選挙のお知らせ

3月28日頃までに届くように発送予定です。

投票所の場所、投票できる時間、不在者投票の手続き方法などが載っています。

▶ 選挙のお知らせ [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22432.pdf>



投票所入場券(はがき)

- 4月10日頃までに届くように発送予定です。
- 入場券と一緒に期日前投票所の宣誓書を印刷しています。期日前投票をされる方は、入場券の中の宣誓書を、あらかじめ記入してお持ちください。
- 入場券がなくても投票できますが、お持ちいただくと受け付けがスムーズです。
- 投票所入場券は**不在者投票の請求をされた方にも送付されます**。
- **投票所入場券では不在者投票はできません**のでご注意ください。

選挙公報

4月13日発送予定です。(立候補者受け付け締め切り後に作成のため。)

次ページへ続きます

不在者投票

三条市での不在者投票については、27ページをご覧ください。

■ 病院に入院中の方、施設等に入所中の方

各都道府県の選挙管理委員会で指定されている病院や施設では、不在者投票をすることができます。まずは、病院や施設の職員の方へご相談ください。

郵便等による不在者投票

身体等に次のような障がいのある方などは、郵便等で不在者投票ができる制度があります。また、特定の方は代理記載をすることができます。

- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が所定の条件に該当する方
- 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と認定されている方

この制度を利用する場合は、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前に証明書の交付を受けてください。

なお、郵便等投票証明書には有効期限がありますので、すでに交付を受けている方で有効期限が切れている方は、お早めに更新してください。

開票所

秋桜アリーナ(浪江町地域スポーツセンター)
(浪江町大字権現堂字下馬洗田5番地2)

※ 午後8時30分開票開始

問い合わせ

選挙管理委員会

TEL 0240-34-0235

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

4月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
4月	2日(水)	8日(火) 22日(火)	15日(火)
5月	7日(水)	13日(火) 27日(火)	20日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

令和7年度第1回浪江町営住宅入居者募集

4月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 4月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22470.pdf>

募集期間

4月7日(月)～4月18日(金) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	2
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- ・ 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- ・ 市町村の税の滞納がないこと
- ・ 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- ・ 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- ・ 町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- ・ 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・ 浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・ 世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22448.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22449.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22450.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22451.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22452.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22458.pdf>



● マイナンバー制度を利用する方 ※提出前に住宅係へ利用する旨をご連絡ください。

▶ 個人番号利用目的同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22457.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 給与支払証明書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22455.xlsx>



● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



▶ 退職証明書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22456.xlsx>



● 諸事情により申し込み後に辞退される方

▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>



申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課 住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所 (福島・二本松・いわき)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

先週の津島 

4月1日

旧津島小学校にある梅の花が咲き始めました。

桜はつぼみが膨らんできましたが、開花はもう少し先になりそうです。

請戸川リバーライン沿いで「さくら祭り」が復活しますが、津島地区では4月13日に「第1回つしま桜まつり」が旧津島小学校で開催されます。ステージや出店のほかに、写真の撮影体験会も同日開催します。



【タイ×請戸もの】レセプション浪江町の農産品の魅力を海外へ発信(2025年2月18日)

3月26日公開

2月18日に、タイ・バンコクの「喜多郎寿し」にて、インフルエンサーなど約15人を招き、浪江町の食材や産品の魅力を知っていただく会食イベントを開催しました。

参加した方々には、「請戸もの」の魅力や町の復興の現状などをSNSからタイ国内へ発信いただくことを期待しています。

また、2月20日には、スゴイジャパンフェスに出演し、浪江町や「請戸もの」のPRを行いました。

二つのイベントで、タイの多くの方々に「請戸もの」をご堪能いただきました。

▶ <https://youtu.be/JgExkuU3Nt8>





双葉町からのお知らせ

令和7年度 除草剤配付事業のお知らせ

4月1日HP更新

町では、町民等が自ら行う町内の住環境の整備および美化活動を支援し、景観維持や帰還・移住意欲の高揚を図ることを目的に、除草剤(非農耕用)を配付します。

ご希望の方は、所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

▶ 除草剤配付事業のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14520/R704.pdf>



配付対象者

- 平成23年3月11日現在で双葉町に居住していた方
- 双葉町に宅地を所有している方(町外に住民登録されている方を含む)

配付数量

1世帯上限10本

※ 使用場所は町に居住していた、または所有する宅地に限ります。

配付時期および場所

- 期間:4月1日～令和8年3月31日
- 時間:午前9時～午後4時
- 場所:旧双葉駅舎(JR双葉駅隣)

※ 配付は一般社団法人ふたばプロジェクト職員が担当します。

※ 土・日曜日、祝日も対応します。(年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

申請受け付けについて

所定の申請書に必要事項を記入の上、住民生活課、各支所・連絡所窓口へ提出してください。

※ 郵送でも受け付けします。下記からダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送してください。

▶ 申請書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14520/R701.docx>



▶ 申請書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14520/R701.pdf>



次ページへ続きます 

【郵送先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 住民生活課 宛

注意事項

- 申請受け付けは、平日(午前8時30分～午後5時15分)のみになります。
- 受け取り希望日の5営業日前(土・日、祝日および12月29日～1月3日を除く)まで必着で申請してください。
- 配付場所(旧双葉駅舎)では申請受け付けを行っていません。
- 申請日当日の受け取りはできません。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町HP「町長の活動状況」から

復興干支祭り

2月1日

2月1日、いわき市勿来酒井復興公営住宅地内において、「復興干支祭り」が開催されました。「復興干支祭り」は、町民有志の会 夢ふたば人が昨年まで実施していた「ダルマ市inなこそ」に代わるイベントとして企画されたもので、双葉ダルマや浪江町の大堀相馬焼の販売やものまね芸人や大道芸人によるステージ、カラオケ・ビンゴ大会などが行われ、町民や団地に住む方、団地の周辺に住む方など多くの人でにぎわいました。

開会式で伊澤町長は、夢ふたば人の取り組みとお世話になっているいわき市に対する感謝の言葉を述べました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

大阪・関西万博 復興庁展示100日前イベント 2月8日

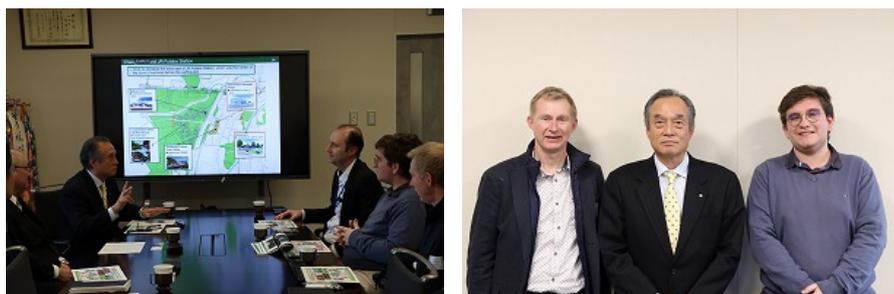
2月8日、東日本大震災・原子力災害伝承館において2025年大阪・関西万博展示100日前にあわせて、震災からの復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に発信する復興庁のブース展示をPRするイベントが行われました。

伊澤町長は、伊藤忠彦復興大臣、輿水恵一復興副大臣、内堀雅雄福島県知事と万博PRアンバサダーをつとめる荒川静香さんとともにステージに登壇し、「世界中から人が訪れる大阪・関西万博の場で福島復興の姿を発信することは有意義であり、開催100日前の今日、復興を目指す被災地の姿を双葉町から発信できることを嬉しく思います」とあいさつしました。



フランス・グラブリーヌ原子力地方情報委員会と意見交換 2月10日

2月10日、フランスのグラブリーヌ原子力地方情報委員会の職員が双葉町役場に来庁され、伊澤町長から双葉町の被災状況や復興の現状を説明し、その後意見交換を行いました。



英国訪問事業 2月16日

2月16日から22日まで、伊澤町長、館下教育長、山本眞理子教育長職務代理者ほかは、双葉町立双葉中学校2年生の生徒5人とともにイギリスを訪問しました。

双葉町HP「町長の活動状況」から

復興推進委員会・総括ワーキンググループによる町内視察

2月26日

2月26日、復興庁が設置する復興推進委員会・総括ワーキンググループの今村文彦委員長（東北大学災害科学国際研究所教授）をはじめ8人の委員・構成員の皆さんが、双葉町内の石熊地区の除染土壌の仮置場と鴻草地区を視察されました。

伊澤町長は、避難指示解除の時期によって地域の復興状況が大きく異なることを説明し、雇用創出や町内居住を可能とする住宅確保の重要性を委員の皆さんにご理解いただきました。

復興推進委員会・総括ワーキンググループは東日本大震災からこれまでに実施された復興事業を調査・審議し、第2期復興・生期間以降の復興施策の検討に向けた総括を行います。



東京農業大学との協定締結式

2月28日

2月26日、復興庁が設置する復興推進委員会・総括ワーキンググループの今村文彦委員長（東北大学災害科学国際研究所教授）をはじめ8人の委員・構成員の皆さんが、双葉町内の石熊地区の除染土壌の仮置場と鴻草地区を視察されました。

伊澤町長は、避難指示解除の時期によって地域の復興状況が大きく異なることを説明し、雇用創出や町内居住を可能とする住宅確保の重要性を委員の皆さんにご理解いただきました。

復興推進委員会・総括ワーキンググループは東日本大震災からこれまでに実施された復興事業を調査・審議し、第2期復興・生期間以降の復興施策の検討に向けた総括を行います。



個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2025年3月26日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。(概要については2018年3月26日お知らせ済み)

- ・ご請求対象期間:2025年1月1日から2025年3月31日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始:2025年4月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります(2018年3月26日ご案内済み)。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類^{*}を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求(原則3カ月単位)にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類^{*}のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について、当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- (^{*})①高速道路をご利用の場合:利用証明書(領収書)やETC利用明細書など
- ②公共交通機関(例:新幹線・特急、高速バスなど)をご利用の場合:
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

4月10日(木)告示 4月20日(日)投票

浪江町議会議員一般選挙

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

●期間 **4月11日(金)～18日(金)**

※土・日曜日は投票できません。

●時間 午前8時30分～午後5時30分

●場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所三条庁舎3階 行政課内)

手続き



①投票用紙一式を請求する。

浪江町選挙管理委員会から届く「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

②投票用紙一式を受け取る。

浪江町選挙管理委員会からレターパックで「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」などが郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取ったレターパック一式を持ってお越しください。

投票済みの投票用紙を浪江町に送る必要があるため、余裕をもって早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)



復興公営住宅の整備状況について

福島県では、地区ごとの工程表と進捗状況、完成した復興公営住宅の外観や内観を公表しています。

▶ 復興公営住宅の一覧

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/keneijyuutakuhenonyuukyomoushikomi.html#itiran>



▶ 復興公営住宅 地区ごとの工程表と進捗状況【全地区の案内図】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukouei009.html>



▶ 復興公営住宅の完成写真及び間取り図

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukoueikansei000.html>



▶ 復興公営住宅 動画による完成住宅の紹介

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukoueikansei001.html>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2025.4.2現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511